

田上町国土強靱化地域計画

令和3年7月 策定

新潟県 田上町

目次

I	はじめに	P 1
II	国土強靱化計画の基本的な考え方	P 2
	1 計画の位置づけ	
	2 計画期間	
	3 国土強靱化地域計画と地域防災計画の役割	
	4 策定のプロセス	
	5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
III	「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価及び推進方針	P 7
	1 脆弱性の評価結果	
	2 脆弱性の評価結果ごとの推進方針	
IV	計画の推進と見直し	P 17
V	事前に備えるべき主な目標及び指標	P 18

個別事業一覧

I はじめに

わが国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害や、台風災害など、国土の地理的・気象的な特徴により、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、その都度、長い時間をかけて復旧・復興を遂げてきました。

このような状況に鑑み、国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という）」が公布・施行され、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくり（国土強靱化）に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。また、基本法に基づき、国土の強靱化に関係する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という）を平成 26 年 6 月に策定（平成 30 年 12 月見直し）し、強靱な国づくりを進めていくこととしています。

一方、国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組みのみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国と地方が一体となって強靱化への取組みを推進していくことが重要です。

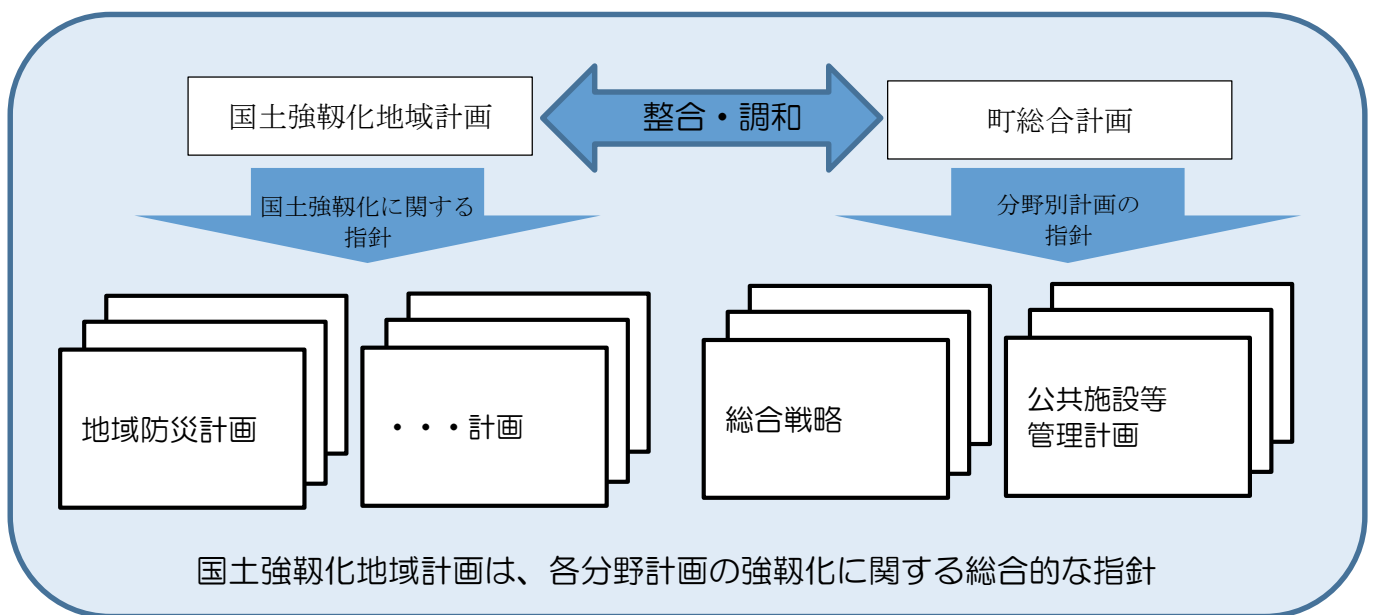
田上町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という）は、国の基本計画と新潟県の地域計画と調和を図りながら、これまでの防災・減災対策を踏まえ、何時いかなる時に災害が発生しても町民の生命と財産を守り、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた、田上町の強靱化を推進する各計画の指針として策定するものです。

Ⅱ 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、下記の計画期間における田上町の強靱化に関する取組みの方向性を示す指針として位置づけるものである。そのため、県地域計画との整合を図るとともに、当町の最上位計画である田上町総合計画（平成 29 年 4 月後期計画策定）と整合・調和を図り、田上町地域防災計画については、国土強靱化地域計画や感染症対策の観点から見直しを行い、必要な施策を講じていくこととする。



2 計画の期間

本計画の対象期間は、社会情勢の変化や国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね 5 年とする。ただし、期間中においても総合計画と整合を図るとともに、各分野別計画の見直し時には、本計画との整合を図ることとする。

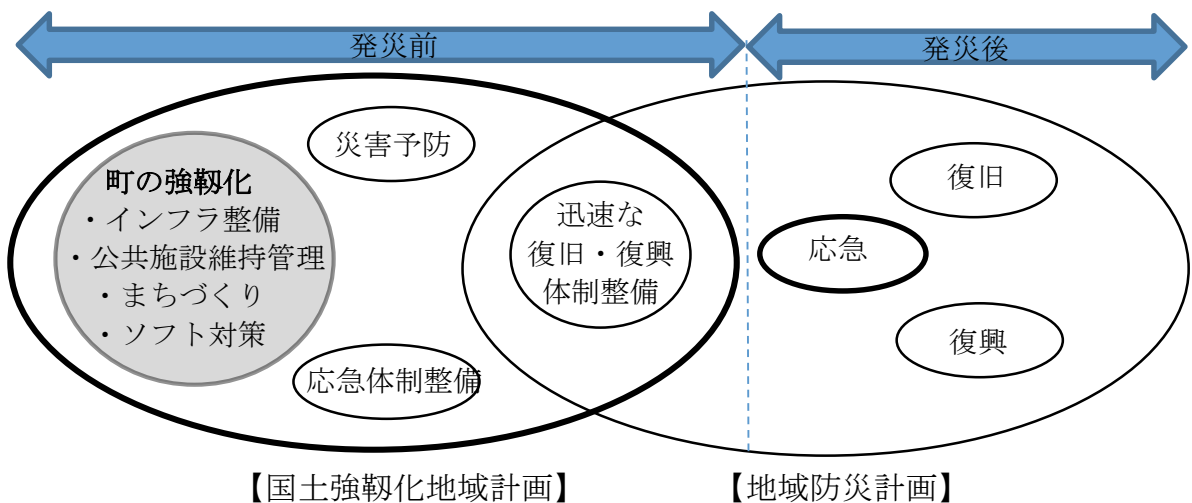
3 国土強靱化地域計画と地域防災計画の役割

地域防災計画は地震や洪水など災害種類ごとに防災に関する業務等を定めた計画であり、発生後の応急対策や災害復旧・復興対策についても計画範囲としている。

一方、国土強靱化地域計画は自治体の状況に応じて、発生後の様々なリスクを想定しつつ、平時の備えを中心に包括的な対応策を講じるものであり、非常時のみならず平時にも活用できるまちづくりの視点も含めた計画となる。

両計画は目的に合わせて役割分担を図りながら強靱化を目指すこととする。

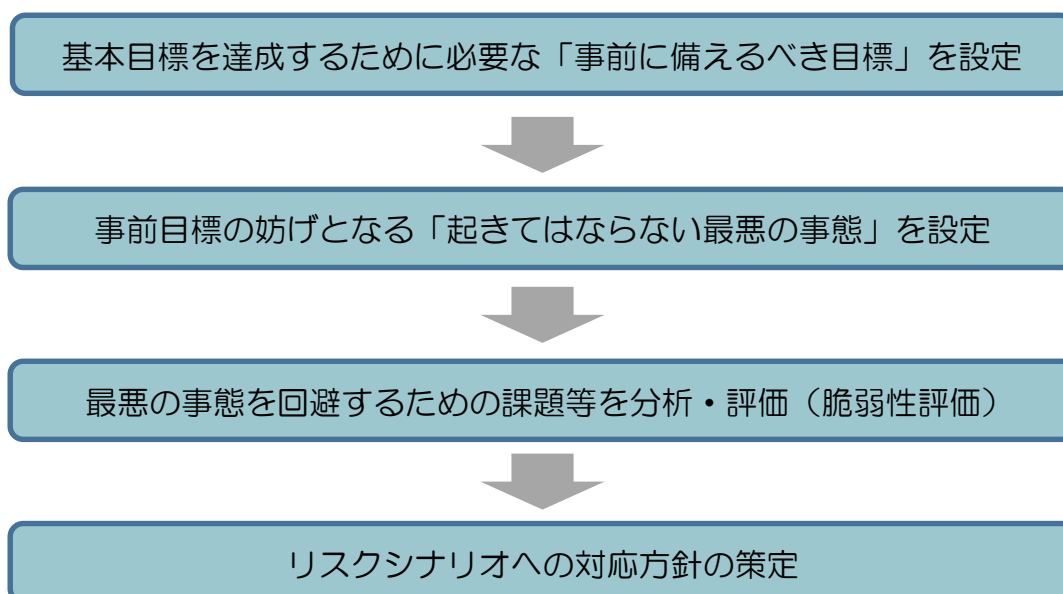
	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	大規模な自然災害全般	災害の種類ごと
主たる目的	適応力・回復力	保護・防御
対象・フェーズ	発災前	発災時・発災後
特徴	都市計画や地域経済の強靱化	具体的な手段を明示
施策の設定方法	リスクシナリオを回避する為の施策	予防・応急・復旧・復興などの 具体的施策
施策の重点化	強靱化すべき分野を定め、脆弱性の 評価を行い、施策の重点化を図る	—
法的根拠	国土強靱化基本法	災害対策基本法



4 策定のプロセス

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取組みの方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。本計画でも、リスクシナリオごとに脆弱性の評価を行い、その結果に基づく推進方針を策定する。

【脆弱性評価の流れ】



【基本目標】

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、強靱化の取組みを推進する。また、これらの基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次のように設定する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 田上町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 田上町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する


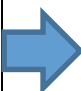
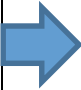
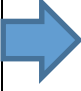


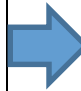

【基本的な策定方針】

本計画では、基本計画、県地域計画と同様に対象とするリスクを「大規模な自然災害」とし、以下の基本方針のもと、各分野（担当課）において分析評価を行い、本計画を策定・推進する

- ・ 町の強靭性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ・ 短期的な視点によらず長期的な視野を持ち計画的に取組みを推進する。
- ・ ハード・ソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 自助・共助からなる地域防災力の向上と、公助の機能強化による取組みを推進する。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果だけでなく、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- ・ 既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ、効果的・効率的に施策を推進する。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。
- ・ 地域において、強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、強靭化を推進する担い手を確保する。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

5 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

先に設定した8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる17の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

事前に備えるべき目標	時期・フェーズ				起きてはならない最悪の事態	
	災害発生時	災害発生後	復旧	復興		
目標1 人命の保護が最大限図られる					1-1	地震による建物倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生
					1-2	異常気象による長期的で広域な浸水による被害の拡大
					1-3	土砂災害等による多数の死傷者の発生
					1-4	豪雪に伴う被害の拡大
目標2 救助・救急・医療活動等が迅速に行われる					2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
					2-2	警察や消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足
					2-3	多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態
					2-4	被災地における感染症等の大規模発生
目標3 必要不可欠な行政機能は確保する					3-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する					4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの機能停止等により情報の収集・伝達ができない事態
目標5 経済活動を機能不全に陥らせない					5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産が低下
目標6 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧を図る					6-1	電気・ガス・上下水道等ライフラインの長期間にわたる機能の停止
目標7 制御不能な二次災害を発生させない					7-1	排水機場などの機能不全による二次災害の発生
					7-2	原子力災害による放射性物質の放出
					7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する					8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事態
					8-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

Ⅲ 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価及び推進方針

1 脆弱性の評価結果

	起きてはならない最悪の事態	脆弱性の評価 (起きてはならない最悪の事態を回避するための必要な事項)
1-1	地震による建物倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生	①建物の耐震化率の向上 ②交通ネットワークの災害対応力の向上 ③地域住民の災害対応力の向上 ④要支援者への支援体制の構築 ⑤防火体制の整備
1-2	異常気象による長期的で広域な浸水による被害の拡大	①河川、排水路、調整池等の維持管理 ②長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進 ③農業水利施設の維持管理 ④水害リスク情報の積極的な発信
1-3	土砂災害等による多数の死傷者の発生	①迅速な情報伝達 ②要配慮者施設への指導 ③滑動崩落防止対策
1-4	豪雪に伴う被害の拡大	①除雪体制の維持・強化 ②交通対策の強化
2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	①各家庭、事業所における備蓄の推進 ②上水道の耐震化 ③各種物資輸送を担う道路等の維持管理
2-2	警察や消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足	①警察、消防等の連携強化 ②消防団員の確保や資機材の充実
2-3	多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態	①迅速な避難所開設 ②避難所資材の充実 ③避難生活における支援体制の構築 ④被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築
2-4	被災地における感染症等の大規模発生	①災害時における感染症対策 ②災害時のし尿処理体制の構築 ③下水道施設の更新
3-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	①庁舎・公共施設等の防災機能強化 ②業務継続体制の強化 ③支援受入に向けた体制づくり
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの機能停止等により情報の収集・伝達ができない事態	①情報伝達手段の維持・強化 ②電力、情報通信事業者との連携強化
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産が低下	①幹線道路の維持管理の推進及び改良路線の継続的な促進 ②企業BCPの普及啓発
6-1	電気・ガス・上下水道等ライフラインの長期間にわたる機能の停止	①下水道施設の更新 ②各種事業者との連携強化 ③給水対策の強化 ④生活排水やし尿処理施設の災害対策
7-1	排水機場などの機能不全による二次災害の発生	①排水機場の計画的な維持管理
7-2	原子力災害による放射性物質の放出	①原子力防災に関する知識の普及啓発
7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	①災害に強い森林づくりの推進 ②農林業等の担い手の確保
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事態	①災害廃棄物処理計画の策定 ②ゴミ焼却炉の更新 ③可燃ごみの減量化
8-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	①災害ボランティアの活動環境の整備 ②建設業の担い手の確保 ③小中学校における防災教育の推進

2 脆弱性の評価ごとの推進方針

目標 1 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震による建物倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生【重点】	
脆弱性の評価	推進方針
①住宅をはじめとする建築物等の耐震化が必要	住宅や建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、地震火災の発生にもつながるため、人的物的被害双方の軽減を目指して耐震化を推進する。
②交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要	災害時における交通の混乱を防止し、避難・救護等の災害応急活動機能の維持及び緊急交通路を確保するため、緊急交通路の整備、維持管理を推進する。 町内のトンネルや橋梁長寿命化計画に基づき橋梁の予防保全することで避難路や生活道路の安全対策を推進する。
③共助に必要な地域の災害対応力を向上させることが必要	当町の自主防災組織の設置率は 100%であるが、更なる組織力の充実を図るために自主防災組織の訓練実施率を高めていくとともに、防災リーダー（防災士）の養成を図りながら自主防災組織のレベルアップを図り、災害対応力の向上につなげる。
④避難行動要支援者への支援体制の構築が必要	災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、要支援者名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
⑤建物密集地等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要	地震発生時の人的被害を軽減するため、家具等の固定を推進するとともに、火災時の逃げ遅れによる死傷者を無くすため、住宅用火災警報器の設置を推進する。

1-2 異常気象による長期的で広域な浸水による被害の拡大【重点】	
脆弱性の評価	推進方針
①河川改修や排水路及び調整池の維持管理が必要	<p>河川の氾濫、堤防の決壊を防ぐため、関係機関と連携し、信濃川・加茂川等の主要河川の整備促進を図る。</p> <p>短時間の豪雨による内水被害を軽減するため、排水側溝や調整池等の整備・維持管理に努める。</p>
②長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進が必要	<p>下吉田川排水区及び新川排水区において、近年の降雨特性の変化と土地利用状況を考慮し、浸水被害の解消・治水安全度の向上を図る。</p>
③継続的な農業水利施設の整備・維持管理が必要	<p>被災した場合に地域住民の生活、財産等への影響が大きい農業水利施設（排水機場）の計画的な維持管理に努める。</p> <p>横場排水機場については、雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生を防ぐために計画的な予防保全対策を実施する。</p>
④水害リスク情報の積極的な発信を行うことが必要	<p>想定最大規模降雨（L2）による河川氾濫時の避難を迅速に行うための洪水ハザードマップを活用し、躊躇なく避難行動がとれるよう積極的に町民へ周知する。</p> <p>洪水浸水区域内の要配慮者利用施設（6施設）について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。</p>

1-3 土砂災害等による多数の死傷者の発生	
脆弱性の評価	推進方針
①土砂災害対策の推進や、町民に対し迅速な災害情報の伝達を行うことが必要	<p>関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策を推進する。また、土砂災害ハザードマップにより危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、土砂災害警戒情報の緊急速報メールなどにより迅速でわかりやすい情報を提供する。</p>
②要配慮者利用施設における指導の強化が必要	<p>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（5施設）について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。</p>
③滑動崩落による宅地地盤被害の防止対策が必要	<p>大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため造成宅地の変動予測調査及び滑動崩落対策を推進する。</p>

1-4 豪雪に伴う被害の拡大【重点】	
脆弱性の評価	推進方針
①除雪機械、除雪作業員の確保による除雪体制の維持・強化が必要	<p>降雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール調査結果に基づき出動時期を適切に判断し、早期除雪を行うとともに、10cm以上の降雪が予想される場合、除雪委託者のオペレーターへ電話連絡により出動に備える。</p> <p>大雪注意報や大雪警報などの防災気象情報での対応はもとより、局地的な大雪にも対応できる体制を構築する。</p> <p>住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施し、急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等、散布の必要を認めた区間については、凍結防止剤の散布を行いスリップ事故等の防止に努める。</p> <p>消雪パイプ施設の適切な維持管理を行う。</p>
②交通対策に向けた取組みの強化が必要	<p>403バイパス、町道による幹線道路（バス路線、緊急避難道路等）については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援等、除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。</p>

目標2 救助・救急・医療活動等が迅速に行われる

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止【重点】	
脆弱性の評価	推進方針
①家庭、事業所での生活必需物資等の備蓄の推進が必要	<p>当町は流通備蓄を基本としていることから、家庭や民間事業所での備蓄を推進する。生活必需品の調達について、事業者等との応援協定が災害時に機能するよう連携を強化するとともに協定事業所数の増加を図る。</p>
②上水道の耐震化や応急給水体制の整備が必要	<p>上水道施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化を推進するとともに、各種資機材の整備などによる応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を進める。</p>
③交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要	<p>当町は流通備蓄を中心とした食料の供給を行っているため、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急交通路及び橋梁の継続的な維持管理を行い、長寿命化の推進を図る。（1-1再掲）</p>

2-2 警察や消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足

脆弱性の評価	推進方針
<p>①警察や消防、自衛隊との連携強化及び救助体制の強化が必要</p>	<p>災害対策本部・消防・警察・自衛隊などの救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実効性を高めていく。</p> <p>被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力の強化を推進する。</p>
<p>②消防団員の確保や車両・資機材の充実による活動能力の向上が必要</p>	<p>消防団員の確保や車両・資機材の充実などにより消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織や小中学校と連携した防災訓練などの取組みを推進し、地域防災力の強化を推進する。</p>

2-3 多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態

脆弱性の評価	推進方針
<p>①迅速な避難所の開設や運営体制の強化が必要</p>	<p>町職員や施設管理者、自主防災組織、女性消防団との連携により、感染症対策を踏まえた避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を強化する。</p> <p>民間施設における避難所開設の協力体制の構築を図る。</p>
<p>②避難所における災害用備品の充実強化が必要</p>	<p>指定避難所の災害用備品について、感染症拡大防止に関わる備品、健康・衛生用品等の充実を図るなど備蓄体制の強化を図る。避難所に発電機等の資機材を整備し、避難所の機能向上を進める。</p>
<p>③避難生活の長期化に向けた支援体制の構築が必要</p>	<p>多様な避難所でのニーズや要配慮者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認などの情報支援、専門家による心のケアなど、避難者の支援体制を構築する。</p>
<p>④被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要</p>	<p>被災者の早期の生活再建を支援するため、応急危険度判定や罹災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の提供などを早期に実行するための体制を整備する。</p>

2-4 被災地における感染症等の大規模発生【重点】	
脆弱性の評価	推進方針
①災害時における感染症予防対策が必要	平時からの感染症予防対策（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を推進するとともに、災害時の避難所における手指消毒剤等の衛生用品の整備に努める。
②災害時に適切にし尿を処理する体制整備の構築が必要	平時から災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、簡易トイレ等の備蓄をするとともに、災害時におけるトイレの調達手段の確立を図る。
③下水道施設の更新が必要	大規模地震発生時には、未処理下水の流出による衛生被害の発生により、町民の生命・財産に係わる事態の生じる恐れがあるため、ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の長寿命化を図る。また、豪雨等による水害発生時においても施設の機能を確保するために耐水化計画を策定し、下水道施設の浸水対策を推進する。 浄化槽の整備区域では合併浄化槽の整備を促進する。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
脆弱性の評価	推進方針
①庁舎・公共施設等の防災機能強化が必要	行政機関の機能確保は極めて重要であり、感染症対策に伴う業務継続計画を参考に、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務の継続体制を強化する。 庁舎や避難所となる学校施設のほか、その他の公共施設についても、公共施設等総合管理計画に基づき、統廃合や集約化を含む施設の最適化を図りながら、防災機能の強化を図る。
②業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等などの整備が必要	庁舎の浸水対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材などの整備を推進する。 庁舎の機能不全に備え、地域学習センターに災害対策本部の代替機能を整備し、災害対応拠点の複線化を図る。
③受援計画の整備など支援受入れに向けた体制づくりが必要	職員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備など、支援人員の受入れ体制を構築する。また、応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの機能停止等により情報の収集・伝達ができない事態	
脆弱性の評価	推進方針
①情報伝達手段の維持、強化を図ることが必要	町民へ災害情報を迅速かつ適確に伝えることができるように、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メールの配信や広報車等の維持に努める。
②電力・情報通信事業者との連携強化が必要	災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を検討する。

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
脆弱性の評価	推進方針
①継続的な国・県道の整備促進を図ることが必要	緊急交通路・橋梁等の維持管理を含めた計画的な整備及び維持管理を継続的に推進する。 県道新潟五泉間瀬線の改良整備を継続的に促進する。
②町内事業者における事業継続計画の必要性の推進をすることが必要	町内企業の事業継続計画（BCP）策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。

目標6 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧を図る

6-1 電気・ガス・上下水道等のライフラインの長期間にわたる機能の停止【重点】	
脆弱性の評価	推進方針
①下水道施設の更新が必要	ストックマネジメント計画を策定し、老朽化した下水道施設の改築・更新を計画的に実施し、下水道施設の長寿命化を図る。また、耐水化計画を策定し、下水道施設の浸水対策を推進する。(2-4再掲)
②各種事業者との連携強化が必要	電気、ガス等のライフライン機能の維持、確保や災害時の早期復旧を図るため、各事業者と平時から防災会議のほか、防災訓練等を通じて連携協力体制を構築する。
③給水対策の強化が必要	飲料水の長期にわたる供給停止を防ぐため、上水道施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化を推進するとともに、各種資機材の整備などによる応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を進める。(2-1再掲)
④生活排水やし尿処理施設の災害対策を図ることが必要	発災後、住宅や避難所等からの生活排水を速やかに排除するため、下水道整備と合併浄化槽の普及促進による生活排水対策を進める。(2-4再掲)

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 排水機場、貯留施設などの機能不全による二次災害の発生	
脆弱性の評価	推進方針
①継続的な農業水利施設の整備・維持管理が必要	被災した場合に地域住民の生活、財産等への影響が大きい農業水利施設(排水機場)の計画的な維持管理に努める。 横場排水機場については、雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生を防ぐために計画的な予防保全対策を実施する。

7-2 原子力災害による放射性物質の放出	
脆弱性の評価	推進方針
①原子力防災に関する知識の普及啓発	当町は、放射線量監視（UPZ外）地域ではあるが、事故の状況、気象条件、放射性物質の濃度や線量率により、必要に応じて屋内避難、安定ヨウ素剤や飲食物の摂取制限等を実施することになることから、町民への知識の普及啓発や情報伝達体制の構築を図る。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
脆弱性の評価	推進方針
①災害に強い森林づくりの推進が必要	森林の公益的機能を持続的に発揮し続けていくため、多様で健全な森林の整備や保全、集中豪雨による崩壊地の復旧、森林施業の低コスト化、県産材の利用促進、鳥獣被害の防止等、森林整備を計画的に推進する。
②農林業等の担い手の確保・育成が必要	農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や猟友会の担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取組みを推進する。

目標 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価	推進方針
①災害廃棄物の処理対策を図ることが必要	<p>加茂市・田上町消防衛生保育組合による「一般廃棄物処理基本計画」（現在策定中）に併せ、田上町災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物対応への体制整備を図るとともに、町民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進する。</p> <p>災害廃棄物は、清掃センターが通常処理しない品目が多数含まれることが想定されるため、これらの適正処理が困難な廃棄物が大量に発生する場合に備え、当該廃棄物の処理ルートを確立し、災害廃棄物を一時的に保管する仮置場を、公有地の遊休地、未利用地、公園、駐車場等の利活用などにより確保する。</p>

8-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

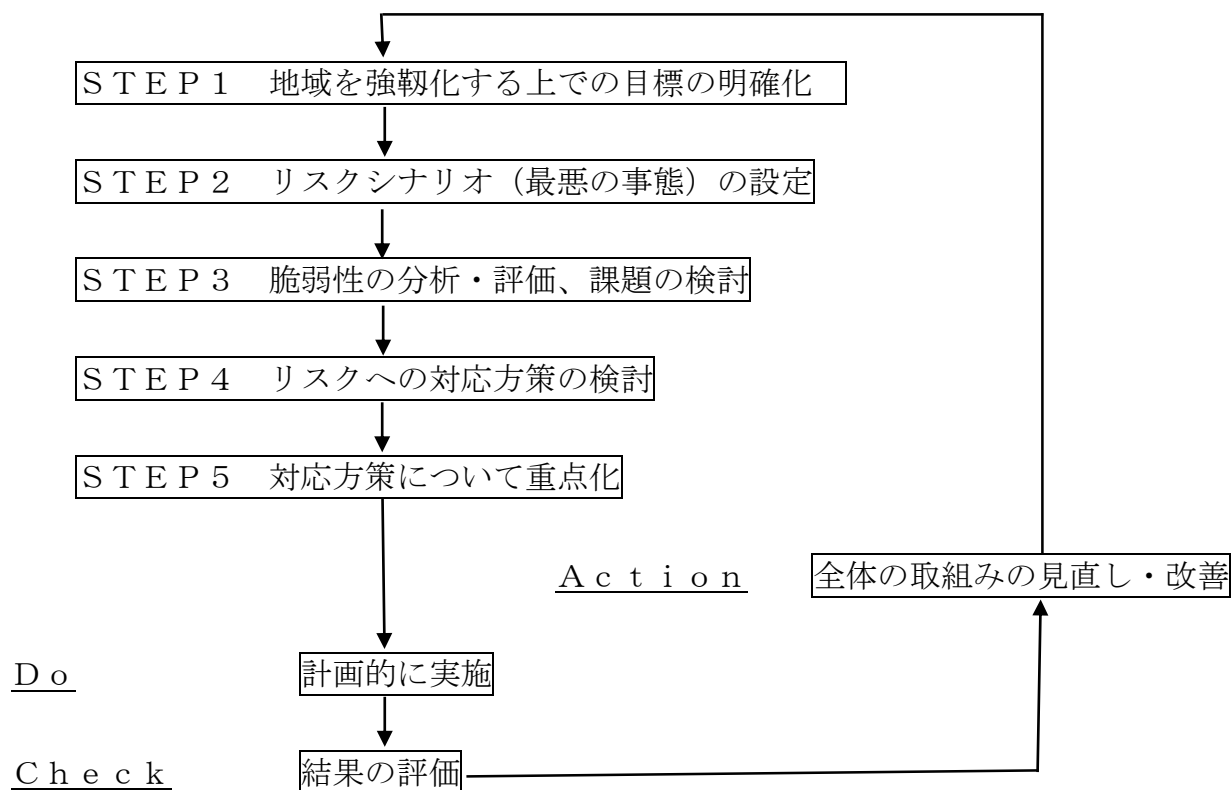
脆弱性の評価	推進方針
<p>①災害ボランティアの活動環境の整備が必要</p>	<p>被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に災害ボランティアの果たす役割がきわめて大きいことから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携をとりながら、ボランティア活動の環境整備を図る。</p>
<p>②建設業の担い手の確保・育成が必要</p>	<p>建設業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、担い手の確保・育成に取り組む。</p>
<p>③防災教育の推進が必要</p>	<p>小中学校の児童生徒に防災教育を推進し、子どもから家庭へ町内のあらゆる災害リスクや迅速な避難行動方法を浸透させる。</p>

IV 計画の推進と見直し

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等により、毎年度、進捗状況を把握しながら、全庁連携により本計画を着実に推進し、当町だけでは対応できない事項については、国、県等関係機関等への働きかけなどを通じ事業の推進を図る。また本計画に基づく個別事業一覧についても、随時更新・見直しを行うこととする。

他の各分野別計画において、国土強靱化に係る見直しや修正の際には、本計画との整合を図ることとする。

P l a n



V 事前に備えるべき主な目標及び指標

リスクシナリオ／指標		R 3	R 7
1. 人命の保護を最大限図る			
1-1	住宅の耐震化率	65%	85%
	橋梁点検 (2-1 再掲)	5 カ年 : 179 橋	
	橋梁修繕工事 (2-1 再掲)	61%	100%
	五明寺トンネル点検・修繕工事の実施 (2-1 再掲)	5 年に 1 度	
	自主防災組織内の防災士の育成率	17/21 : 81%	21/21 : 100%
	自主防災組織の訓練実施率	47.6%	100%
	田上町地域防災計画の更新、 避難行動要支援者の個別計画の策定の推進	更新、策定する	
	田上町耐震改修促進計画の更新	更新する	
1-2	長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進	推進する	
	田上町水防計画及び災害時職員初動マニュアルの更新	毎年	
1-3	滑動崩落危険度評価 (第 2 次スクリーニング) 調査の実施	0 箇所	3 箇所
1-4	田上町除雪計画	毎年	
	除雪ボランティアの推進	推進する	
2. 救助・救急・医療活動等が迅速に行われる			
2-1	支援物資供給協定事業所	5 事業所	10 事業所
2-2	町の防災訓練の実施	1 回	1 回
	消防団員の充足率	86.7%	93.0%
2-3	民間施設避難所	0 箇所	5 箇所
	避難所運営マニュアルの更新	毎年	
2-4	下水道ストックマネジメント計画の策定 (R3・4)	策定する	
	下水道施設耐水化計画の策定	策定する	
	浄化槽処理人口	2,904 人	3,600 人 (R12)
	し尿処理施設の改築更新工事の実施	推進する	
3. 必要不可欠な行政機能は確保する			
3-1	自然災害における業務継続計画の充実、受援計画の策定	策定する	
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する			
4-1	戸別受信機の貸与台数 (整備率) の向上	1,950 台	2,200 台
	登録制メールの登録者数	1,793 人	3,000 人

リスクシナリオ／指標		R 3	R 7
5. 経済活動を機能不全に陥らせない			
5-1	企業BCPの普及啓発	推進する	
6. ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧を図る			
6-1	下水道ストックマネジメント計画の策定 (R3・4)	策定する	
	下水道施設耐水化計画の策定	策定する	
7. 制御不能な二次災害を発生させない			
7-1	排水機場の建屋及び排水ポンプ等の定期的な維持管理 (1-2 再掲)	継続する	
7-3	田上町森林整備計画に基づく整備	継続する	
	農地・森林等の荒廃の抑制	継続する	
8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する			
8-1	田上町災害廃棄物処理計画（一般廃棄物処理基本計画）の策定	策定する	
	ゴミの仮置場候補地の選定	上記計画に合わせて選定する	
8-2	ゴミ焼却炉の更新	推進する	
	可燃ごみ減量化	3,778 t	3,600 t

田上町国土強靱化地域計画

令和3年7月 策定

田上町 総務課

〒959-1503

新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3070

T E L 0256-57-6222

F A X 0256-57-3112

E-mail soumu@town.tagami.lg.jp